

2023年2月28日号

実践！勤怠管理システムの「60時間越えの時間外労働の集計方法」

1分でわかる！

会社を成長させるための

桑原事務所メルマガ通信 Vol.61

みなさま、おはようございます。

社会保険労務士法人桑原事務所の三浦でございます。

今回は「60時間越えの時間外労働の集計方法」についてご紹介します。

今年の4月から中小企業におきましても月60時間越えの時間外労働に対する割増賃金率が50%になります。これまでは時間外労働に対して25%以上の一定の率で計算された時間外手当を支給していれば何ら問題はありませんでした。4月1日以降は60時間を超えた部分に関して50%以上の率で計算した時間外手当を支払う必要があります。

上記集計をスムーズに行い給与計算へ結びつけるには事前設定が必要になります。弊所で代理店をしているタッチオンタイム、ジョブカンともに設定が可能ですので、本メールマガジンにてご案内させていただきます。

【タッチオンタイム】

- ① その他 ⇒ オプション ⇒ 勤怠管理設定 ⇒ 割増残業集計機能を「1段階の割増残業を使用する」へ変更する
- ② 従業員 ⇒ 雇用区分設定 ⇒ 編集 ⇒ 月の時間外集計内の割増残業を「60時間」で設定

上記設定を行う事で月別データに割増残業の欄が増え、60時間越えの時間が集計されてきます。

【ジョブカン】

- ① 基本情報設定 ⇒ 所定時間・残業・深夜設定 ⇒ 残業手当内の「法休日の勤務は全て残業扱いにする」にチェックが入っていない事を確認
- ② 勤務データダウンロードで「分割残業時間（60時間越え）」を選択する

今回の改正では法定休日出勤時間に関しては上記の60時間には含めない事とされていますが、いずれのシステムにつきましても、法定休日時間は除いて集計をする事が可能です。

また、勤怠システムの導入を検討されており60時間越えの集計に課題を感じていらっしゃる事業所様は、勤怠システムを導入する事で、手作業での集計作業等は無くなりますので、是非ご検討頂ければと思います。

社会保険労務士法人桑原事務所

〒747-0801 山口県防府市駅南町 8-14

TEL:0835-22-6706

FAX:0835-26-0023

MAIL: info@kuwasr.net
